

2024年2月15日

株式会社 桜交通

代表取締役 小櫻 輝

各位

### 東北運輸局による行政処分について

令和6年2月15日、東北運輸局宮城運輸支局より道路運送法第27条第3項ならびに旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定違反があったとして文書警告を受けましたのでご報告させていただきます。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。また再発防止に努め、皆様の信頼回復に向けて尽力してまいります。

#### 1. 処分の概要について

文書警告（道路運送法第27条第3項ならびに旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定違反）

#### 2. 当該事案の内容について

令和5年11月20日東北自動車道下り白石インターチェンジ付近にて事故を起こした乗用車が路肩に停車していたところに弊社バスが衝突しました。この事故に関し令和6年1月29日に東北運輸局宮城支局より監査が実施され運転者に対する指導及び監督が十分ではなかったとして当該警告を受けたものです。

#### 3. 再発防止について

乗務員指導については今回の事案に関する項目を反復して指導を行い乗務員への理解度を深め浸透させ、また次年度以降は主要な項目を反復して指導する計画を立案し、乗務員の安全意識の向上に努め再発防止に努めてまいります。

以上